

# 実務実践事例

分類	給与諸手当	作成年月日	平成20年6月														
表題	被扶養者ではない配偶者の死去による扶養親族届の提出																
内容	①事務処理内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が死去したので、扶養親族届【職員に関する事項】に変更が生じた。</li> <li>・扶養手当額に変更が生じた。(扶養親族：17歳・19歳の子)</li> </ul>																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">扶養親族</th> <th style="width: 33%;">前回の扶養手当</th> <th style="width: 33%;">今回の扶養手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人目</td> <td>6,500円</td> <td>※11,000円</td> </tr> <tr> <td>2人目</td> <td>6,500円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>子の加算 (15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)</td> <td>5,000円×2人</td> <td>5,000円×2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,000円</td> <td>27,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※職員に配偶者がいない場合の1人目</p>			扶養親族	前回の扶養手当	今回の扶養手当	1人目	6,500円	※11,000円	2人目	6,500円	6,500円	子の加算 (15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)	5,000円×2人	5,000円×2人	合計	23,000円
扶養親族	前回の扶養手当	今回の扶養手当															
1人目	6,500円	※11,000円															
2人目	6,500円	6,500円															
子の加算 (15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)	5,000円×2人	5,000円×2人															
合計	23,000円	27,500円															
	②問題点や苦勞したこと（間違いなどで指摘されたこと）																
	③実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと） <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族届</li> <li>・死亡が確認できるもの（埋火葬許可証の写、戸籍抄本等）</li> <li>・「給与基本報告書4」・・・職員に関する事項を記入</li> </ul> <div style="text-align: right; font-size: 2em;">}</div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">提出した</div>																
	<p><b>【参 考】</b>※上記のケースでは、2に該当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 配偶者のない職員が、新たに扶養親族（配偶者を除く）を有することとなった場合（配偶者のない職員該当）</li> <li>2 扶養親族を有し配偶者のある職員が、配偶者のない職員となった場合（配偶者のない職員該当）</li> <li>3 扶養親族を有し配偶者のない職員が、配偶者を有することとなった場合（配偶者のない職員非該当）</li> </ol> 以上3項目に該当することとなった場合に、扶養親族届【職員に関する事項】欄に記入する。																
添付資料	・扶養親族届																
感想	なし																

※分類は、給与諸手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等